

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷三百九十一番百三十九

盛岡 一夫

二 建築協定区域

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北精進百九番五外